平成２８年（フ）第８８号
岐阜県土岐市泉町定林寺509番地の１
債務者　水野　麻記
１　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第９６号
岐阜県土岐市泉町大富1530番地の４　錦荘11号
債務者　田中　三平
１　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第１８２０号
愛知県瀬戸市刎田町10番地、従前の住所愛知県瀬戸市松原町１丁目69番地　ボーベルハウスⅡ102
債務者　**段**　　誠
１　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８９８号
名古屋市港区築三町２丁目75番地の２　リヴェールＦ・Ｐ・Ｎ101号
債務者　髙橋　大道
１　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９５２号
愛知県常滑市小倉町６丁目３番地　ファミィＢ棟201号
債務者　山田　晃博
１　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４０号
京都府福知山市篠尾新町４丁目109番地の９
債務者　池田ちひろ
１　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２８年（フ）第４０号
兵庫県丹波市青垣町栗住野639番地、前住所兵庫県丹波市柏原町柏原412番地
債務者　垣田　律代
１　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
神戸地方裁判所柏原支部

平成２８年（フ）第４２号
兵庫県篠山市山内町64番地４
債務者　石川　敏子
１　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
神戸地方裁判所柏原支部

平成２８年（フ）第２６２号
高知市一宮しなね１丁目８番13―３号
債務者　永橋　雄二
１　決定年月日時　平成28年12月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３２９号
沖縄県那覇市松川２丁目13番20―303号　ライオンズマンション松川
債務者　棚原　成美
１　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３５０号
沖縄県那覇市久茂地２丁目17番19号　宜寿次アパート303
債務者　川村勇喜男
１　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１３４号
北海道伊達市末永町103番地１
債務者　佐沼　悠斗
１　決定年月日時　平成28年12月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第３２３号
盛岡市上田１丁目５番27号
債務者　畑中　孝雄
１　決定年月日時　平成28年12月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第３２４号
岩手県滝沢市穴口411番地２　ハピネスＡＵＮ１―101号、旧住所盛岡市みたけ４丁目39番18号　コーポアトランタⅡ201号
債務者　佐々木悦子
１　決定年月日時　平成28年12月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２４６号
静岡県富士市宮下314番地の10グレースエイワ201号
債務者　山口　美憂
１　決定年月日時　平成28年12月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第５０号
愛知県江南市古知野町小金64番地　レオパレス伊志206号
債務者　中野　普治
１　決定年月日時　平成28年12月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２５９号
愛知県一宮市浅井町尾関字奥屋敷３番地１　サンハイツルナⅡ103号
債務者　伊藤　暢康
１　決定年月日時　平成28年12月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部